

大分県報

平成二十八年
号外（七四）
四月一日

（金曜日）

目次

訓令 甲 教育委員会訓令甲 警察本部訓令 企業局訓令 病院局訓令	ごみゼロおおいた作戦実施本部設置規程の一部改正……………一	
訓令 甲 大分県消費者行政連絡協議会規程の一部改正……………一	訓令 甲 教育委員会訓令甲 警察本部訓令	大分県青少年対策本部設置規程の一部改正……………二
○訓令 甲 教育委員会訓令甲 警察本部訓令 企業局訓令 病院局訓令	大分県訓令甲第十九号 大分県教育委員会訓令甲第九号 大分県警察本部訓令第十六号 大分県企業局訓令第八号	

大分県病院局訓令第五号

知事 大野 勝
教育 堀 貞
警察 本 部
企業 局
病院 局

ごみゼロおおいた作戦実施本部設置規程
平成十八年大分県警察本部訓令甲第十八号
大分県企業局訓令第四号
大分県病院局訓令第七号

大分県訓令甲第十六号
大分県教育委員会訓令甲第十三号

の一部を次のように改正する。
平成二十八年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
大分県警察本部長 松 坂 規 生
大分県企業局長 日 高 雅 近
大分県病院局長 田 代 英 哉

題名を次のように改める。
おおいたうつくし作戦実施本部設置規程
第一条中「ごみゼロおおいた作戦実施本部」を「おおいたうつくし作戦実施本部」に改める。
第二条第一号及び第四号並びに別表第二中「ごみゼロおおいた作戦県民会議」を「おおいたうつくし作戦県民会議」に改める。

附 則
この訓令は、公示の日から施行する。

○訓令 甲

大分県訓令甲第二十号
知事 堀 貞
教育 局

警察本部

大分県消費者行政連絡協議会規程（昭和四十二年大分県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

大分県知事 広瀬 貞

別表中「福祉保健部健康対策課長」を「福祉保健部健康づくり支援課長」に、「生活環境

部生活環境企画課長」を「生活環境部うつくし作戦推進課長

部地球環境対策課長」を「生活環境部うつくし作戦推進課自然保護推進室長」に、「商工労

働部商工労働企画課経営金融支援室長」を「商工労働部商工労働企画課長」に、「農林水

産部農山漁村・担い手支援課集落営農・水田対策室長」を「農林水産部地域農業振興課長

産部おおいたブランド推進課長」を「農林水産部農地活用・集落営農

課長」に改める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

○訓令 甲

教育委員会訓令甲

警察本部訓令

大分県訓令甲第二十一号

大分県教育委員会訓令甲第十号

大分県警察本部訓令第十七号

大分県青少年対策本部設置規程

平成十三年大分県教育委員会訓令甲第一号

大分県訓令甲第四号

大分県警察本部訓令甲第四号

知事部局
教育庁
警察本部

大分県報（訓令甲・教育委訓令甲・警察本部訓令）
のように改正する。

平成二十八年四月一日

大分県知事 広瀬 貞
大分県 教育委員 会
大分県警察本部長 松坂 規生

別表第二中「福祉保健部こども子育て支援課長」を「福祉保健部こども未来課長

に改める。別表第三中「福祉保健部こども子育て支援課長」を「福祉保健部こども・家庭支援課長」

に改める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。